

徳島大学病院長  
各診療科（部）長  
各部・センター長  
看護部長  
各病棟看護師長 各位

徳島大学教職員労働組合

## 病院職員への適切な年休付与について

組合では、医師や看護師をはじめ、多くの病院職員の方から、「年休が自由に取得できない・取得させてもらえない」という訴えを受けております。病院の勤務状態に余裕がないことは承知しておりますが、「日常的に業務が忙しい」「慢性的な人手不足」といった理由では、申し出のあった年休の取得を拒否することはできません。また、国の「働き方改革法」により、2019年度より「年間5日以上年休付与」が義務付けられ、違反した場合には罰則が設けられました。こうした点に鑑みて、下記の件、ご留意のうえ、適切な年休付与を行うよう、求めます。

### 記

- 年休取得は労働者の基本的な権利です。取得に理由は不要です。
- 労働者が申請した日に与えるのが原則です。
- 「多忙」や「人手不足」など、恒常的な事情を理由として年休取得を拒否することはできません。
- 2019年度より、年間5日以上年休を取得させることが義務付けられています。違反した場合には大学に罰金が科されることもあります。
- 年休を取得した日に出勤させるなどの行為は違法です。
- 忌引き休暇など特別休暇の日数は就業規則を参照（下記QRコード）。



以上